

ライフステージひびき運営規定 (介護予防・日常生活支援総合事業)

(事業の目的)

第1条 有限会社ライフステージが開設するライフステージひびき（以下「事業所」という。）が行う介護予防・日常生活支援総合事業（以下「第1号訪問事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者等（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 第1号訪問事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持、若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1) 名称 ライフステージひびき
- 2) 所在地 東京都足立区千住3丁目7番地 平松 HM ビル 201

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1) 管理者 1名(サービス提供責任者兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2) サービス提供責任者4名(介護福祉士4名)
サービス提供責任者は、事業所に対する第1号訪問事業の利用の申し込みに関する調整、訪問介護員等に対する技術指導、介護予防訪問介護計画の作成等を行う。
- 3) 訪問介護員等
介護福祉士 14名(サービス提供責任者4名 常勤1名 非常勤9名)
実務者研修終了者 1名(常勤1名)
介護職員初任者研修終了者 2名(常勤1名 非常勤1名)
ヘルパー2級課程修了者 15名(常勤1名 非常勤14名)
訪問介護員は、第1号訪問事業の提供にあたる。
- 4) 事務職員 1名(常勤職員)
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1) 営業日 月曜日から土曜日
ただし、祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- 2) 営業時間 8時から18時までとする。
ただし、土曜日は8時30分から17時30分までとする。
- 3) サービスの提供は、8時～18時までとする。

(第1号訪問事業の提供方法、内容、利用料等)

第6条 第1号訪問事業の提供方および内容は次のとおりとし、第1号訪問事業を提供した場

合の利用料の額は、別途料金表によるものとし、当該第1号訪問事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割および2割の額とする。

- 1) 身体介護 生活援助の他、身体介護を伴うサービス
- 2) 生活援助 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り等
- 2 次条の通常事業の実施地域を越えて行う第1号訪問事業等に要した交通費は、その実額を徴収する。
- 3 キャンセルの場合は、サービス実施日の前営業日の午後6時以降に連絡しサービスが中止された場合または連絡がなかった場合には、キャンセル料が発生します。ただし、不可抗力時、または緊急やむを得ない事情の時は除きます。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、足立区の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、第1号訪問事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第9条 事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 1 採用時研修：採用後1ヶ月以内
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社ライフステージ本部と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）

2 事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

平成30年11月1日一部改定

令和5年12月18日一部改定

令和5年12月18日一部改定

令和7年4月21日一部改定